

報道機関各位

## 「固定資産税の督促状等」に記載された連絡先電話番号の誤りについて

北九州市財政局東部市税事務所納税課が発送している固定資産税の督促状等の一部に、連絡先電話番号を誤って記載する事案が発生しました。

誤った電話番号を記載された個人様を始め、督促状等を受け取られた方々にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に向けて取り組んでまいります。

### 記

#### 1 概要

固定資産税の督促状等は納期限を経過して納付がない方に対して未納をお知らせするものです。内容について問い合わせるための連絡先電話番号を記載していますが、市内局番について、正しくは582と記載すべきものを誤って記載しておりました。そのため、下4桁が同じ番号の個人宅に電話がかかることになりました。

#### 2 印字間違いの件数

令和4年度固定資産税第1期督促状	888件	(令和4年5月20日発送)
催告書等	122件	(令和4年4月25日～)
	<u>合計 1,010件</u>	

#### 3 原因

人事異動による担当者の変更に伴い、システム登録時に納税課の担当電話番号を入力しますが、市内局番の入力誤りを見落としていたものです。

複数人によるダブルチェックを行います。下4桁のみ確認していたことから、市内局番の確認漏れにつながったものです。

#### 4 今後の対応

誤って電話番号を記載された個人様に経緯を説明のうえ、お詫びしました。あわせて、印字間違いの督促状をお送りしている納税者に対し、お詫びと正しい番号を記載した文書を送付します。

今後の電話番号の確認は、市外局番、市内局番、個別番号の全てを複数人で確認することを徹底し再発防止に取り組むとともに、事務改善会議や研修での注意喚起と周知徹底を図ります。

#### ●問い合わせ先

北九州市財政局東部市税事務所納税課 093-582-3375  
担当：肥塚（課長）、有田（係長）